

利子補給金活用検討分科会設置要領

平成 24 年 11 月 19 日
仙台市復興推進協議会決定

(趣旨)

第 1 条 仙台市復興推進協議会規約第 7 条の規定に基づき、利子補給金活用検討分科会（以下「分科会」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 仙台市復興推進協議会の会長（以下「会長」という。）は、次条に掲げる事項を協議するための分科会を設置することができる。

2 分科会は、復興特区支援貸付事業（東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。）ごとに設置することができる。

(事務)

第 3 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 復興特区支援貸付事業に関する法第 4 条第 1 項に規定する復興推進計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (2) 前号に掲げる事項に関連し、分科会が必要と認める事項

(構成員)

第 4 条 分科会は、次に掲げる者を構成員として設置する。

- (1) 別表に掲げる者
 - (2) 復興特区支援貸付事業を実施する、又は実施すると見込まれる者
- 2 分科会には、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 復興特区支援貸付事業の対象事業を実施する、又は実施すると見込まれる者
 - (2) その他会長が必要と認める者

(分科会長)

第 5 条 分科会に、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 分科会の会議は、分科会長が召集し、分科会長が議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 分科会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第 7 条 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 分科会の事務を処理するため、仙台市復興事業局震災復興室に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

(別表) 第4条関係

(五十音順)

構成員
仙台市
仙台商工会議所
東北学院大学教養学部教授 柳井 雅也
東北大学会計大学院教授・公認会計士・税理士 成田 由加里